

法務省司司第383号
令和6年6月12日

行政文書開示決定通知書

渡 部 友一郎 様

法務大臣 小 泉 龍 司



令和6年4月26日受付第123号で請求がありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- (1) 総合法律支援法の一部を改正する法律案の概要（令和6年1月29日内閣法制局提出資料）
- (2) 総合法律支援法の一部を改正する法律案 令和6年2月13日自主修正事項との対応について（令和6年2月13日内閣法制局提出資料）

2 不開示とした部分とその理由

上記1(1)の行政文書のうち、国の機関及び独立行政法人等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある部分（4頁38行目（ただし、「(注5)」の記載を除く。）から5頁5行目まで及び8頁34行目（ただし、「(注11)」の記載を除く。）から9頁1行目までの各部分）については、法第5条第5号に該当することから、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があつたことを知った日から6か月以内であつても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受